

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

鳥取県告示第三百七十二号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三條ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示
保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
定期に行う種雄豚検査の実施
土地改良区の役員の就退任
土地改良事業の工事の完了
開発行為に関する工事の完了
遊技機の型式の認定

告示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三好内科	米子市道笑町一丁目一〇一	昭和六十一年三月三十日
提鵠外科クリニック	米子市上福原五七八一六	昭和六十一年三月二十二日
三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目八一一二	昭和六十一年三月二十三日
溝口薬局	日野郡溝口町溝口二四二	昭和六十一年三月十五日
もり歯科医院	鳥取市南吉方町三丁目四八六	昭和六十一年三月二十四日
あおば歯科医院	米子市福市字宮畑一七〇一三	昭和六十一年三月十六日
岡本歯科医院	米子市上福原一八三四一四	昭和六十一年三月十九日
生診療所		
医院皆		

鳥取県告示第三百七十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条规定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
繩田医院分院	鳥取市宮谷一七九二	昭和六十一年一月六日
芹田歯科	境港市明治町六七	〃

鳥取県告示第三百七十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令

第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年 月 日	道府県名	申出の受理の年 月 日
繩田医院分院	鳥取市宮谷一七九二	全国	昭和六十一年一 月六日	昭和六十一年一 月六日
国谷歯科医院	境港市明治町六七	〃	昭和六十一年三 月三日	昭和六十一年三 月三日

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
堀 郁子	鳥国医第三、三五九号	昭和六十一年二月二十六日

鳥取県告示第三百七十六号

鳥取県種雄豚検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第三条
第二項本文の規定により、定期に行う種雄豚検査を実施するので、鳥取県
種雄豚検査条例施行規則（昭和五十九年十月鳥取県規則第七十号）第二条
第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査期日	検査時間	検査場所
昭和六十一年五月七日	午前十時から	西伯郡岸木町久古 西部家畜市場
昭和六十一年五月九日	午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場
昭和六十一年五月十二日	午前十時から	鳥取市国安 東部家畜市場

鳥取県告示第三百七十七号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定
に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任し、及び就任し

た旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 波多野 俊爾	八项郡郡家町大字西御門一五五一
石破 满寿雄	大字殿三一七
高浜 三郎	大字池田三三二
村田 敬之	大字久能寺二七七
沢田 照夫	大字米岡一六〇
三木 薫	大字土師百井一五一一
坂本 昭典	大字市谷四一七
岸田 義則	大字万代寺二二二
神戸 一	大字石田百井一六五
後藤 雪雄	大字下濃一六一
沖田 満寿雄	船岡町大字船岡二九八一一
坂本 清実	六五七
岸田 義則	四四〇
大川 邦義	大字郡家三〇四
大川 豊治	大字坂田一〇五
中川 竹治	大字徳吉二六〇
西川 佳敵	河原町大字今在家六三五
富山 武雄	大字高福二一五
昭基	

監事	西尾政憲	大字山手一三一
豊口文男	大字三谷三五八	"
細田稔	船岡町大字福井三三四	"
谷健一	郡家町大字大門一六七	"
昭和六十一年三月三十一日退任	河原町大字片山一一三	"
就任した役員の氏名及び住所	八頭郡郡家町大字西御門一五五一一	"
坂本昭典	大字市谷四一七	"
下田弘紀	大字殿五四二	"
沢田照夫	大字米岡一六〇	"
村田敬之	大字久能寺二七七	"
神戸一	大字万代寺二一二	"
岸田義則	大字石田百井一六五	"
森木信幸	大字土師百井二三七	"
坂本清実	大字池田二七一	"
岩城義信	船岡町大字船岡二九八一	"
沖田義則	六五七	"
大川邦義	四五九	"
中川竹治	大字下濃一六一	"
佳川豊治	大字郡家三〇四	"
敵敵	大字坂田一〇五	"
河原町大字今在家六三五	河原町大字片山一一三	"

鳥取県告示第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次の土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
区天神野土地改良 整備池等整備事業藤井谷地区ため池等	ため池等整備事業藤井谷地区ため池等	昭和六十一年十一月三十日

鳥取県告示第三百七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年二月十四日 鳥取県指令受鳥土維第五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

有限会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ

り告示する。

昭和六十一年四月十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ラッキーチャンス	ラッキーチャンス一〇
	スープーコンビ	豊丸産業株式会社
ゴーランドスペークII	ムーンライト	株式会社三共
キングコブラ	スカイランド	奥村遊機株式会社
スカイランド	バッキンガムI	株式会社三洋物産
ストレンジャー	サン・スカーレットV四	京楽産業株式会社
バッキンガムP一一	ブロックバスター	
レッドライオンP一一	アイリス	株式会社ソフィア
ルーキーZ一〇一X	ダービーチャート	マルホン工業株式会社
NEWファンタジーV	株式会社まさむら遊機	